

| | | | | |
|------------|------------------------|----------------|---------|------|
| 広島商船高等専門学校 | 開講年度 | 令和03年度(2021年度) | 授業科目 | 航海法規 |
| 科目基礎情報 | | | | |
| 科目番号 | 1932107 | 科目区分 | 専門 / 必修 | |
| 授業形態 | 講義 | 単位の種別と単位数 | 履修単位: 1 | |
| 開設学科 | 商船学科(航海コース) | 対象学年 | 3 | |
| 開設期 | 後期 | 週時間数 | 2 | |
| 教科書/教材 | 新訂17版 基本航海法規(海文堂)、配布資料 | | | |
| 担当教員 | 小林 豪 | | | |

到達目標

- (1) 海上衝突予防法の目的が説明できる。
- (2) 法律の用語・定義が説明できる。
- (3) 海上衝突予防法で定められている航法を説明できる。
- (4) 海上衝突予防法で定められている灯火・形象物を説明できる。
- (5) 海上衝突予防法で定められている音響信号及び発光信号を説明できる。

ルーブリック

| | 理想的な到達レベルの目安 | 標準的な到達レベルの目安 | 未到達レベルの目安 |
|--|---|----------------------------|-----------------------------|
| | 海上衝突予防法制定の必要性や制定に至る経緯の説明及び、法律の目的が説明できる。 | 海上衝突予防法制定の必要性、経緯、目的を説明できる。 | 海上衝突予防法制定の必要性、経緯、目的を説明できない。 |
| | 海上衝突予防法で使用される語句の定義が正しく説明できる。 | 使用される語句の定義を説明できる。 | 使用される語句の定義を説明できない。 |
| | 海上衝突予防法で定められている航法を具体的に説明できる。 | 海上衝突予防法における航法が説明できる。 | 海上衝突予防法における航法が説明できない。 |
| | 海上衝突予防法で定められている灯火・形象物を説明できる。 | 灯火により、船舶の種類及び状況が判断できる。 | 灯火により、船舶の種類及び状況が判断できない。 |
| | 海上衝突予防法で定められている音響信号及び発光信号を説明できる。 | 音響信号及び発光信号の意味が理解できる。 | 音響信号及び発光信号の意味が理解できない。 |

学科の到達目標項目との関係

教育方法等

| | |
|-----------|---|
| 概要 | 我が国の海上交通三法(海上衝突予防法・海上交通安全法・港則法)のうち、海上衝突予防法は「海上における衝突予防のための国際規則」に準拠して制定されており、世界の海を航行するため重要な法律である。また、他の二つの法律に対して一般法の立場にあり、海上交通の基本である。この授業では、船舶間の衝突を避けるために必要な航法、灯火及び形象物、音響信号及び発光信号の知識を身につける。 |
| 授業の進め方・方法 | 基本的に講義方式で実施するが、内容によっては演習方式で行う。 |
| 注意点 | (1) 教科書、海事六法、配付した資料等、指示されたものを持参すること。 (2) レポートを課すので必ず期限内に提出すること。 (3) 学習内容についてわからないことがあれば、積極的に質問すること。 |

授業の属性・履修上の区分

| | | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> アクティブラーニング | <input type="checkbox"/> ICT 利用 | <input type="checkbox"/> 遠隔授業対応 | <input type="checkbox"/> 実務経験のある教員による授業 |
|-------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|

授業計画

| | 週 | 授業内容 | 週ごとの到達目標 |
|------|-----|--------------------------|----------------------------|
| 後期 | 1週 | 予防法制定の必要性、経緯等 | 予防法制定の必要性、経緯を理解する。 |
| | 2週 | 予防法の目的・適用船舶・定義 | 法の目的・適用船舶・定義を理解する。 |
| | 3週 | 予防法の目的・適用船舶・定義 | 法の目的・適用船舶・定義を理解する。 |
| | 4週 | 航法(あらゆる視界の状態における船舶の航法) | ・あらゆる視界の状態における船舶の航法を理解する。 |
| | 5週 | 航法(あらゆる視界の状態における船舶の航法) | ・あらゆる視界の状態における船舶の航法を理解する。 |
| | 6週 | 航法(あらゆる視界の状態における船舶の航法) | ・あらゆる視界の状態における船舶の航法を理解する。 |
| | 7週 | 航法(互いに他の船舶の視野の内にある船舶の航法) | 互いに他の船舶の視野の内にある船舶の航法を理解する。 |
| | 8週 | 航法(互いに他の船舶の視野の内にある船舶の航法) | 互いに他の船舶の視野の内にある船舶の航法を理解する。 |
| 4thQ | 9週 | 航法(互いに他の船舶の視野の内にある船舶の航法) | 互いに他の船舶の視野の内にある船舶の航法を理解する。 |
| | 10週 | 航法(視界制限状態における船舶の航法) | 視界制限状態における船舶の航法を理解する。 |
| | 11週 | 航法(視界制限状態における船舶の航法) | 視界制限状態における船舶の航法を理解する。 |
| | 12週 | 灯火形象物 | 灯火形象物について理解する。 |
| | 13週 | 灯火形象物 | 灯火形象物について理解する。 |
| | 14週 | 音響信号及び発光信号 | 音響信号及び発光信号について理解する。 |
| | 15週 | 補則 | 船員の常務について理解する。 |
| | 16週 | 前期末試験 | |

評価割合

| | 試験 | 発表 | 相互評価 | 態度 | ポートフォリオ | その他 | 合計 |
|--------|----|----|------|----|---------|-----|-----|
| 総合評価割合 | 70 | 0 | 0 | 10 | 0 | 20 | 100 |
| 基礎的能力 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 専門的能力 | 70 | 0 | 0 | 10 | 0 | 20 | 100 |

| | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|
| 分野横断的能力 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|---------|---|---|---|---|---|---|